

10月1日
から

住民票の写しなどの コンビニ交付サービスを開始

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しなどの証明書を全国のコンビニの多機能端末機（マルチコピー機）で取得できるコンビニ交付サービスを10月1日（金）から開始します。

- 取得できる証明書**
- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・課税・非課税証明書
 - ・所得証明書

利用可能時間 6時30分から23時まで（土日祝を含む）
（12月29日から1月3日を除く）

利用可能店舗 全国のコンビニエンスストア等約55,000店舗

コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードの中に「利用者証明用電子証明書」が記載されていることが必要です。また、マイナンバーカード交付時に設定した「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」も必要となります。

マイナンバーカードのない方は、申請してください。総務防災課町民係で、顔写真を撮影して申請するサービス（無料）を実施していますので、利用してください。

照会先 総務防災課（町民係） ☎85-7160



マイナンバーカード 専用窓口開設 （夜間休日）

日時 8月4日（水）・25日（水）
17時15分～19時15分
8月21日（土）・29日（日）
8時30分～12時

場所 役場本庁舎2階
総務防災課町民係

取扱事務

- ◎マイナンバーカードの受け取り・申請（顔写真撮影+オンライン申請+郵送受け取り可）
- ◎電子証明書の更新・発行
- ◎マイナポイント予約支援
- ※マイナンバーカード事務以外の取り扱いはありません。

照会先 総務防災課（町民係）
☎85-7160

国と町で補助している「サポカー補助金」の、国の補助部分分が8月末の申請分で受付終了となります。後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等の安全装置を設置された方は、早めに申請をしてください。

なお、国の補助金予算額に申請額が達した場合は、8月末以前に申請受付が終了されるので、注意してください。

また、町では次のとおり費用の一部を補助しています。

対象車種 65歳以上の方が使用者となつている軽自動車または普通自動車で、自家用車

申請方法 所定の申請書、車検証の写しなど必要書類を添えて、設置日から3か月以内に提出してください。

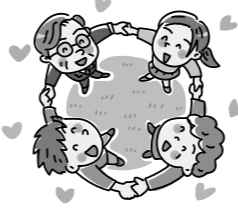
申込・照会先 福祉課
☎8517790

国のサポカー補助金の 申請が終了します

両となっている車
補助額 当該装置の購入費および取付工賃（国のサポカー補助金を控除後）の額

対象者 次の項目を全て満たす方

- ・65歳以上の運転免許保有者
- ・町税などの未納がない方
- ・当該装置をサポカー補助金の認定店で設置してからの、起算して1年以上使用する予定の方



教育委員会委員の 任命

町議会の同意を得て、高畠和之さん（宮城野）が教育委員に任命されました。高畠さんは新任で、令和3年7月1日から令和5年10月16日まで任期となります。

照会先 教育委員会学校教育課
☎8517600

町営住宅入居者募集

募集する住宅

- ・前田 1戸（世帯向け）
 - ・第2上河原 2戸（世帯向け）
- 申込期間** 8月10日（火）～20日（金）
- ※詳細は、福祉課、各出張所、さくら館で配布している「募集のしおり」を参照してください。

照会先 福祉課
☎8517790

敬老祝金を贈呈

永年にわたり社会に貢献されたお年寄りの方に、町から祝金を贈呈します。（9月下旬を予定）

対象は、9月15日（水）現在で80歳、90歳、100歳の方です。

※対象者には、郵便でお知らせします。

照会先 福祉課
☎8517790

生ごみ処理機器 購入費補助について

生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器購入費などの一部を補助しています。

個人の方であれば、生ごみを減量することで、ごみ出しが楽になり、事業者であれば、ごみ処理手数料の軽減につながります。

対象 町内に住所を有し、かつ居住している方、または町内に事業所を有している事業者

- 【電気式生ごみ処理機】
購入金額の1/2以内（百円未満切捨）
補助上限額 3万円
- 【生ごみ堆肥化処理容器】
購入金額の1/2以内（百円未満切捨）

補助上限額 5千円 【業務用生ごみ処理機】 （購入の場合）

購入金額に設置費用を加えた額の1/2以内（千円未満切捨）。

補助上限額 100万円
（リースの場合）

設置した日から5年間に限り、リース期間中各年度のリース料金の1/2以内（千円未満切捨）。

補助金額の合計が100万円に達するまで。

申請方法 申請書は、環境課窓口、町ホームページで配布しています。なお、予算に限りがありますので、事前に確認してください。

【電気式生ごみ処理機または生ごみ堆肥化処理容器】

所定の申請書に、領収書と購入した機器の形式がわかる書類（カタログなど）を添付して提出してください。

【業務用生ごみ処理機】

購入する前に問い合わせてください。

照会先 環境課
☎8519565

活力あるまちづくり支援 事業補助金が活用しやす くなりました！

活力あるまちづくり支援事業補助金制度は、自主的・主体的な地域コミュニティ活動を行うおとする団体の取り組みに対して、補助金を交付し、地域に活力を与え、魅力あふれるまちづくりを支援するものです。今回より広く皆様に活用していただけるよう、交付条件等を見直しましたので、制度をぜひ活用してください。

対象団体 箱根町に居住する者が主体となつて構成されている2人以上の団体とし、責任を持って継続した事業を実施する意思のある団体（政治、信仰、思想または営利を目的とする団体や活動・設立趣旨および活動内容から、交付の対象として不適当と認められる団体等は除く）

補助額 初年度・補助対象事業費の3分の2（上限20万円）

補助対象期間 団体に対する補助対象期間は、当該団体が最初に補助金の交付を受けた年度から起算して3年目の年度まで

度までの間
交付対象事業内容 次のいずれかに該当する事業

- ・箱根町総合計画の重点施策分野に寄与する事業
- ・地域課題の解決や住民ニーズの実現が図られる事業
- ・町民が受益者となり得る公益的事業
- ・町民活動団体の特性を發揮し、先駆的な取り組みである事業

申請方法 申請書類を企画課に持参し提出してください。

選考方法 書類審査や現地調査などを行い、予算の範囲内において補助団体と補助額を決定します。

受付期間 8月27日（金）まで

申請書および対象となる団体・事業等についての詳細は、ホームページ等で確認ください。

申込・照会先 企画課
☎8519560